

学校法人豊田学園における学術研究倫理に関するガイドライン

学術研究が、その健全な発達・発展により、より豊かな人間社会の実現に起用するためには、研究者が社会に対する説明責任を果たし、自らの研究行動を厳正に律することができるよう倫理的規範を確立する必要がある。

こうした基本認識の下、学校法人豊田学園の各設置校における健全な学術研究と社会との共生のために、学術研究活動の倫理に関するガイドラインを次の通り定める。

1. 目的

本ガイドラインは、本学における学術研究の信頼性と公共性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な倫理指針及び研究者としての行動の規範を定めるものとする。

2. 対象

本ガイドラインにおける「研究者」とは、本学に所属する教員、研究者のほか、本学で研究活動に従事するすべてのものを指し、学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

3. 本学の責務

- (1) 本学は、研究者の研究倫理に関する意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理・運営、あるいは公正な研究実施環境の整備などについて必要な措置を講ずる。
- (2) 本学は、研究活動あるいは研究費の取り扱いに不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

4. 研究者の責任と行動

- (1) 研究者の責任：研究者は、自らが生み出す知的資産の質を担保する責任を有し、その研究が人類の健康と、福祉、社会の安全と安定に及ぼす影響について責任を有する。また、研究者が生み出した成果は、次の世代に引き継がれる。
- (2) 研究者の行動：研究者は、学術研究における自主性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に誠実に判断し、行動する必要がある。そして、常に最

善の姿勢を示す。

- (3) 研究活動：研究者は、研究の計画・申請・実施・報告のあらゆる局面において、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実に行動する。研究費の適正使用を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。なお、研究費の支出にあたっては、不正行為の発生を未然に防ぐため、職員等と密接に連携を図りながら、適正な使用に務める。
- (4) 説明と公開：研究者は、みずから携わる研究の意義と役割を積極的に公開し、説明する義務を負う。研究成果の公表にあたっては、データの信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他研究者の研究成果やオリジナリティを尊重して、公正かつ適切な引用を行うことを基本とする。
- (5) 法令の順守：研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用にあたっては、関係法令や規則、使用ルール等を遵守する。
- (6) 契約内容の遵守と守秘義務：研究者は、研究や知的財産に関する契約を終結する際には、本学が定める手順で行い、契約書の内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。
- (7) 研究対象及び環境・安全への配慮：研究者は、協力者の人格、人権を尊重し、個人情報管理に留意する。また実施上環境、安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、法令、関係省庁等の指針、本学則等を遵守する。
- (8) 差別の排除：研究者は、研究活動のすべての領域において、属性や思想・信条などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の人格と自由を尊重する。また、その立場を利用してその指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。
- (9) 利益相反：研究者は、自らの研究成果と、社会的経済的利益とのかかわりにおいて、利益相反や責務相反の発生に注意を払い、社会からの疑念を招かないように適切に対応する。

5. 研究を支援する職員の責任

職員は、研究者の学術研究活動を支援するにあたっては、本ガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動する。とくに、研究費の管理においては、不正行為を行わず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努める。

附則

このガイドラインは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この改正ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。